

◆ 改めて一人ひとりが人権問題について考えましょう

市内で差別事象が多発しています

【問い合わせ】 人権政策・男女共同参画課
☎ 47-1286 FAX 47-1288



▶ 法律施行の背景にある人権侵害

差別による人権侵害をなくすため、2016（平成 28）年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」の 3 つの法律が施行されました。その背景には、いまだに差別により人権が侵害されているという現実があります。

これらの法律を実効性のあるものにするためには、私たち国民（市民）一人ひとりが差別を許さず、見逃さず、なくす取り組みを行うことが必要です。

▶ 多くの差別事件が起きています

2017（平成 29）年には、実際に市内でも被差別部落に対する偏見による婚約破棄事件や、中学生の部落差別発言、外国人に対する差別発言、同性カップルに対する宿泊拒否事件などが起きています。

また、児童・生徒による障がい者差別につながる発言が 106 件起きており、今なお市民の中にさまざまな差別意識が存在していることがわかります。

もう一度、一人ひとりが人権問題についてしっかり

学び、自らが差別をなくす主体者となるよう、市民総ぐるみで考え、話し合い、差別をなくすための取り組みを行いましょ。



■ 差別落書きは絶対に許さない！

差別落書きは、人の心を傷つけるだけでなく、見た人に新たな差別意識を植え付け、偏見や差別意識を助長・拡大させる恐れがあります。

また、特定の個人や団体を誹謗・中傷するような落書きは人間の尊厳を否定する行為です。

市では、昨年未から伊賀鉄道の車内や市営住宅などへの差別落書きの報告を受け、公共性の高い施設などを破損する行為（刑法 261 条・器物損壊罪）として警察へ被害届を提出しています。

差別落書きを見つけた場合は、人権政策・男女共同参画課までご連絡ください。

◆ 青山高原つつじクォーターマラソン大会の T シャツをデザインしませんか

T シャツのイラスト 募集

【問い合わせ】 スポーツ振興課
☎ 22-9635 FAX 22-9852



【テーマ】

青山高原の大自然とのふれあい

【応募規定】

①大会名称（日本語または英語）を図案に含めること

《日本語》

「第 31 回青山高原つつじクォーターマラソン大会」

《英語》

「The 31th Annual Tsutsuji Quarter Marathon in Aoyama Highlands」

②応募は 1 人 1 点のみで、未発表のものであること

③ T シャツの生地は白色で、使用する色は白色・黒色のほか、3 色以内であること

④図案を紙媒体で提出する場合は、A4 版白色画用紙を使用すること

⑤図案を画像ファイル（JPEG・GIF など）で提出する場合は、CD に出力したものと、A4 サイズに印刷したものを用意すること

※④の場合は画用紙の裏に、⑤の場合は A4 サイズに



印刷したものの裏に、住所・氏名・年齢・性別・作品の説明・T シャツの希望サイズ（S・M・L・LL）を記載してください。

【応募方法】 郵送または持参

【審査結果発表】 最優秀賞・優秀賞に選ばれた人には直接通知し、大会当日の開会式で表彰します。

【賞】

○最優秀賞：1 点（1 万円相当賞品＋応募作品 T シャツ）

○優秀賞：2 点（5 千円相当賞品＋応募作品 T シャツ）

○入選：若干名（応募作品 T シャツ）

※最優秀作品を大会参加賞に使用しますが、一部補正する場合があります。

※作品の著作権は大会実行委員に帰属します。

※応募作品は返却しません。

【応募期限】 3 月 16 日（金） ※必着

【応募先・問い合わせ】

〒518-0869 伊賀市上野中町 2976 番地の 1
上野ふれあいプラザ 2 階 青山高原つつじクォーターマラソン大会実行委員会事務局（スポーツ振興課内）

◆「伊賀ぶらり体験博覧会 いがぶら」を一緒に盛り上げましょう

「いがぶら」パートナー向け研修会

【問い合わせ】観光戦略課
☎ 22-9670 FAX 22-9695



市では、着地型観光を推進し、地域全体で観光客を受け入れる体制づくりのため、「伊賀ぶらり体験博覧会 いがぶら」を実施しています。

▶「いがぶら」パートナーになろう！

観光事業者だけでなく、商業者・農業者・NPO・自治協議会組織など、直接観光業に関係のない人でも参加できます。それぞれ伊賀らしい独自の体験プログラム（有料）を考案いただき、お客様をおもてなししていただけます。

飲食・サービス業などの集客アップ、地域活動の資金づくり、都市農村交流による過疎化対策、異業種間の交流、新たな事業を始めるきっかけづくりなど、さまざまな目的でご活用いただけます。

「いがぶら」にパートナーとして参加していただける人を対象に研修会を開催します。

※初めてパートナーの応募を検討している人は、原則として各研修に参加してください。

◆いがぶら活用研修

【と き】 2月26日(月)

①午後2時～4時30分 ②午後7時～9時30分
※①②は同じ内容です。希望する回にご参加ください。

【ところ】 ハイピア伊賀 3階ホール

【内容】 「伊賀ぶらり体験博覧会 いがぶら」の趣旨・概要説明、昨年のプログラムの検証

◆いがぶらブラッシュアップ研修

【と き】

○3月9日(金)

基礎編：午後3時～5時30分

応用編：午後7時～9時30分

○3月12日(月)

基礎編：午後7時～9時30分

応用編：午後3時～5時30分

【ところ】 ハイピア伊賀 3階ホール

【内容】 公式ホームページの操作研修、魅力あるプログラム作りのためのワークショップなど

◆写真撮影・ライター研修

【と き】 3月23日(金)

①午後3時～4時30分

②午後7時～8時30分

※①②は同じ内容です。希望する回にご参加ください。

【ところ】 ハイピア伊賀 3階ホール

【内容】 公式ガイドブック・公式ホームページへ掲載するための写真撮影技術、プログラムのユニークなタイトルや説明文章の書き方



【申込方法】 電話・ファックス・Eメール

【申込先】 いがぶら実行委員会事務局（㈱まちづくり伊賀上野内） ☎ 51-5504 FAX 51-9088

✉ igaburari@gmail.com

◆ 名誉市民の選考や表彰についてご意見をいただける人を募集します

名誉市民選考・表彰審査委員会委員

【問い合わせ】秘書課
☎ 22-9600 FAX 24-7900

市では、自治振興を促進するため、市制施行記念日に市政功労者・善行者を表彰します。また、市の発展に多大な貢献をされ功績がひととき優れた人に名誉市民の称号を贈ることとしています。これらの選考についてご意見をいただく委員を募集します。

【募集人数】 1人

【応募資格】 次の条件をすべて満たす人

○市内在住で、満20歳以上の人

○市議会議員・市職員でない人

【開催回数】 年1回（原則、平日の昼間2時間程度）

【任期】 4月1日～2020年3月31日

【報酬】 6,000円/日 ※市の規定に基づく。

【応募方法】 応募動機（600字以内・様式自由）・住所・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・電話番号を記入の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

【選考方法】 作文審査・面接

※選考結果は応募者全員に通知します。

※受理した提出書類は返還しません。

【応募期限】

3月15日(木) 午後5時 ※必着

【応募先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市総務部秘書課 ✉ hisho@city.iga.lg.jp

